

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的・継続的に株主価値の最大化を実現することを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。そのために当社は、企業活動を支えている利害関係者との良好な関係を築くとともに、企業体質の強化、経営効率の向上を図り、監査・統制機能の強化に取り組み、経営の迅速性、健全性、透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

【補充原則1-2-4】

当社では、現在の株主構成等から、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりませんが、外国人株主比率の変動等によっては将来的に採用の検討を行います。

【補充原則2-4-1】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示(補充原則2-4-1)を参照ください。

【補充原則4-10-1】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示(補充原則4-10-1)を参照ください。

【補充原則4-11-3】

「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示(補充原則4-11-3)を参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

【原則1-4】

当社は、取引関係の維持・強化、地域社会との関係維持等を目的とし、中長期的に当社企業価値の向上に資すると判断した場合、政策的に必要な株式を保有する方針であります。

保有の合理性については、保有方針に沿った保有の適否を管理統括本部長が検証し、保有効果が認められないと判断した株式については、取締役会に諮り、保有継続の適否および株式数の見直しを行っております。

政策保有株式として中長期的な経済合理性を踏まえ、毎年取締役会において個別の銘柄毎に当社の期待する保有目的に見合っているか、また、取引関係や株式保有により当社が得られる利益と投資額等を精査したうえで保有の妥当性を検証しております。

政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の状況、取引関係および中長期的に当社利益に資するか等を考慮の上、総合的に賛否を判断し議決権を行使しております。さらに、必要に応じて議案の内容等について発行会社と対話を行ってまいります。

【原則1-7】

当社は、当社と当社役員との直接取引等、会社法に定める利益相反取引については、取締役会において決議し、その後もその取引内容について定期的に取締役会に報告しております。

【補充原則2-4-1】

当社は、管理職の多様性の確保について、性別や国籍、中途採用、新卒採用の区別なく、能力及び適正を勘案し登用しておりますが、女性や外国人の構成比率が少ないため、測定可能な数値目標を設定するに至っておりません。引き続き、多様性の確保に向け社内環境整備を推進してまいります。

【原則2-6】

当社の退職年金制度は、確定拠出企業年金のため、企業年金の積立金の運用はなく、アセットオーナーには該当しておりません。

【原則3-1】

(i) 会社の目指すところ

会社の目指すところや中長期的な経営戦略を、「当社の使命」、「当社のモットー」、「経営目標」として定めており、有価証券報告書、当社ウェブサイト等に掲載しております。

(ii) 基本的な考え方と基本方針

長期的・継続的に株主価値の最大化を実現することを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけており、企業活動を支えている利害関係者との良好な関係を築くとともに、監査・統制機能を一層強化、改善しながらコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には基準報酬(固定部分)に業績を反映した業績連動報酬を加えた金銭報酬および非金銭報酬としての譲渡制限付株式の付与とし、非業務執行取締役については、基準報酬(固定部分)のみとしております。

金銭報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、社外取締役が参加している取締役会決議に従って決定しております。また、非金銭報酬については、譲渡制限付株式報酬規則において役位別に報酬基準額を定め、譲渡制限付株式の付与の時期、条件は、支給の決定に関する取締役会決議に基づき決定しております。

iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役候補については、経営陣・取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス等を考慮し、総合的に選任・指名しております。解任については、不正行為等でその機能を十分に発揮していないと認められる場合、取締役会において審議検討し決定いたします。

監査等委員である取締役候補については財務・会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランス等を考慮し、総合的に指名しております。

(v)経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由を、株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則3-1-3】

当社は、長期経営ビジョンとして「船用総合推進システムを基軸に技術の練磨と発展を重ね、地球環境保護のための活動推進や公平で健康的かつ安全な人々の生活の確保などSDGsの要請に積極的に貢献することで、あらゆるステークホルダーに最高の満足を提供する」と定めております。具体的内容については、当社ホームページの「中期経営計画」、「サステナビリティ」のページに掲載しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規則の定めに基づき、重要事項についての決議・報告を取締役会で行っております。

また、当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行機能の分離を目的として執行役員制度を導入しております。

なお、取締役会規則に定める重要事項以外の業務執行上の事項については、経営会議、代表取締役、業務執行取締役、執行役員等に決定権限を委譲しております。

【原則4-9】

当社は、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役に期待される役割である監督機能が、十分に発揮できる知識、経験、能力等が備わっている人物を、独立社外取締役に選任しております。

【補充原則4-10-1】

当社の独立社外取締役は、取締役会において積極的に意見を述べており、また重要な事項を検討するに当たり、適切な関与・助言をいただいております。その責務を十分果たしております。なお、当社取締役会は3分の1以上の独立社外取締役に構成していることもあり、現時点では、指名委員会・報酬委員会を設置しておりません。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)5名(うち1名は社外取締役)、監査等委員である取締役4名(うち3名は社外取締役)で構成しており、当社の経営課題を審議する上で適切な規模と考えております。また、各取締役のスキル・マトリックスは開示しておりませんが、「株主総会招集通知」に記載しております役職、経歴、選任理由により各取締役のスキル等をご理解いただけるものと考えております。

【補充原則4-11-2】

取締役の兼職の状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の規模、構成、審議内容、審議時間、発言状況等から取締役会の実効性は十分確保されていると認識しておりますが、取締役会の実効性に関する分析・評価及び結果の開示は、評価方法も含め今後検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役に対し、会社法や金融商品取引法、会計ルール等、職務遂行上必要となる法令知識の習得のために、随時、関連部門や専門家等による情報提供の場を設けております。

また、社外セミナーに参加する機会を設け、法的知識の習得および役割と責任の理解促進に努めております。

【原則5-1】

当社では、株主・投資家との対話に関し、管理統括本部長が統括し、IR活動に必要な情報は総務部、企画部が日常的な部署間の連携を図っております。

また、本決算と第2四半期決算発表を行っており、当社のホームページに「IR情報」サイトを設け情報公開に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
光通信株式会社	265,800	8.24
株式会社オゾネ	202,365	6.27
阪神ディーゼル取引先持株会	187,400	5.81
株式会社三井住友銀行	158,000	4.90
株式会社アンダーウッド	147,400	4.57

株式会社UH Partners 2	121,300	3.76
木下和彦	93,468	2.89
玉越裕美子	92,440	2.86
京阪神興業株式会社	90,000	2.79
株式会社ノザワ	70,000	2.17

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小曽根佳生	他の会社の出身者													
小越芳保	弁護士													
羽田由可	弁護士													
前田晴秀	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小曽根佳生				小曽根佳生氏は、事業会社における業務執行者としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立、公平な立場から経営に対する監督を行っていただけると判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

小越芳保				小越芳保氏は、弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、独立、公平な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただけると判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
羽田由可				羽田由可氏は、弁護士としての専門知識と幅広い見識を有するとともに、企業法務にも精通しており、独立、公平な立場から企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただけると判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
前田晴秀			前田晴秀氏は、当社の取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者として勤務しておりました。	前田晴秀氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての豊富な経験と実績から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、企業活動全般にわたる監査・監督を行っていただけると判断しております。また、株式会社東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、同氏と一般株主との間に利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査室に監査等委員会の職務を補助する監査等委員会担当者を置き、当該使用人の人事等については監査等委員会との事前協議のうえ実施しております。また、当該使用人がその業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、監査等委員会に係る業務を優先して従事することができる体制を整備しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査等委員は会計監査人より、監査方針や監査計画について説明を受け、相互に意見交換を行っております。また、四半期レビューにあたって随時意見交換を行い、会計監査への立会いを行い連携を図っております。
内部監査室と常勤監査等委員は、相互に年度の監査計画を確認し、四半期毎に計画の進捗状況及び監査結果について意見交換を行っております。
また、内部監査室は監査等委員会の職務を補助しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、2021年6月29日開催の第156期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告書において、取締役の報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)の個人別の報酬の内容に係る決定方針について、以下のとおり定めております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には基準報酬(固定部分)に業績を反映した業績連動報酬を加えた金銭報酬および非金銭報酬としての譲渡制限付株式の付与とし、非業務執行取締役については、基準報酬のうちの基礎部分のみを支払うこととする。

2. 基準報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基準報酬は、役位、職責に応じて、他社水準や従業員給与の水準を考慮し決定される基礎部分に当社の業績予想と担当部門評価予想を加味した業績考慮部分を加味して、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

短期インセンティブを目的とした業績連動報酬については、年度業績連動報酬と半期業績連動報酬を設定する。事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、基準報酬のうちの基礎部分に業績実績と担当部門評価実績に比例した評価係数を乗じた報酬額を最終の年度業績連動報酬として計算し、最終の年度業績連動報酬が基準報酬のうちの業績考慮部分を上回った差分が実績年度業績連動報酬として支給されることとしている。評価係数は、株主に対する透明性の確保および利害関係の共有化のため、業績実績として経常利益、担当部門評価実績として半期毎の部門業績評価を年間平均した評価を反映して算定されるものとしており、それらの指標に基準値を設定し、基準値と予想値または実績値の差分に基づき、業績考慮部分と最終の年度業績連動報酬の評価係数がそれぞれ計算される。また、役位別にそれらの指標の反映割合を設定することとしている。加えて、半期毎の季節変動の影響の大きい当社の実態に即しての業績向上に対する意識向上も図るため、半期毎の売上高経常利益率が設定の基準値を上回ったときは、その差分に比例した半期業績連動報酬が決定される。

非金銭報酬は、中長期的インセンティブを目的とした譲渡制限付株式の付与とし、譲渡制限付株式報酬規則において役位別に報酬基準額を定めるものとする。

4. 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

金銭報酬の支給については、基準報酬は月別の固定報酬とするが、実績年度業績連動報酬は下期の部門業績評価が決定されたのち次期の第1四半期末に支給される。半期業績連動報酬は当期上期分については上期の実績が確定次第、当期末下期分については下期の実績が確定次第支給される。譲渡制限付株式の付与の時期、条件は、支給の決定に関する取締役会決議に基づき支給されるものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基準報酬の額および業績連動報酬の額とし、社外取締役が参加している取締役会の決議に従って決定しなければならない。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、取締役会資料の事前配付を行っており、また、必要に応じ事前説明も行っております。経営に関わる情報等については、社外取締役は管理統括本部長から提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図り、さらなる企業価値向上に取り組むため、2020年6月26日開催の第155期定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

(a) 取締役会

取締役会は提出日現在において取締役(監査等委員である取締役を除く)5名、監査等委員である取締役4名の取締役9名(うち社外取締役4名)で構成しており、法令で定められた事項や経営に係る重要事項の意思決定や業務全般の業況報告及び監督を行っております。また、監査等委員会設置会社への移行とあわせて執行役員制度の見直しを行うことで、業務執行と監督機能の分離を推進し、さらなる意思決定及び業務執行の迅速化を図ってまいります。

(b) 経営会議

経営会議は業務執行取締役及び上席執行役員で構成し、取締役会が決定した経営に係る重要事項に基づく、業務執行の主要事項の審議及び決裁を行い、迅速な経営活動を推進しております。

(c) 監査等委員会

監査等委員会は提出日現在において4名(うち社外取締役3名)で構成しております。また、財務・会計に関する知見を有する監査等委員を選任するとともに、常勤の監査等委員を設置することで必要な情報の収集力を強化し監査の実効性向上を図っております。監査等委員会は、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告を行うとともに、常勤の監査等委員は経営会議などの重要会議に出席し、監査等委員会を通じて監査等委員間での情報共有を図っており、経営に関する監視の強化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役(監査等委員である取締役を除く)5名、監査等委員である取締役4名の取締役9名(うち社外取締役4名)を軸とした経営体制により、経営監視機能の客観性及び中立性を確保した効率的な事業運営体制を構築できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	少しでも多くの株主様に出席していただくため、招集通知の発送を早めております。
その他	総会場につきましては例年の出席者を上回る十分な席を準備しております。株主総会は法令の定めるところにより、当社の重要な事項につき報告を行い決議いただくものであり、一人でも多くの株主様の出席のもとに十分審議いただけるよう万全を期しております。また、株主様からの質問にも丁寧な説明を心掛けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、会社情報、製品情報、技術情報、IRスケジュール及び決算短信、有価証券報告書、株主総会の招集通知等を掲載しております。	
その他	決算発表時、代表取締役による記者説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社の使命は、船用ディーゼルエンジン及び周辺機器の開発から出荷、メンテナンスまで一貫した事業活動を通して、顧客に独自の技術力とアフターサービスを提供し満足を得ることです。国内外の海運業、漁業等において、市場ニーズにマッチした製品を送り出すことで、長期にわたりステークホルダーの信頼と期待に応えることにより更なる企業価値の向上を目指しております。「利便性を高める商品と信頼あるアフターサービスの提供により、顧客満足を充実させること」、「企業の安定的発展を追求し、株主への適切な利益還元を行うこと」、「社員が技術・技能を修得し、多種多様な能力を培いながら活躍できる場を提供すること」、「行動規範を確立し、企業活動を通じて社会の発展に寄与すること」が取り組みの内容であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築と機能は、コーポレート・ガバナンス充実のための重要な構成要素と位置づけております。
内部統制システムにおいて、「業務の適正を確保するための体制」を構築し、体制の維持及び継続的な改善を図っております。

整備状況

- (a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「良品主義」「親切第一」「人格の修養と技術の練磨」をモットーに企業価値を高めていくことを経営目標として事業活動を行うため、取締役及び使用人が業務遂行にあたり守るべき阪神内燃機工業行動規範により、法令順守をはじめとする企業倫理の徹底に取り組む。
 - ・役員、使用人による阪神内燃機工業行動規範の徹底と実践的運用を行うため、法令等に対する違反となる事例集等により周知徹底を図る。
 - ・コンプライアンスに係るリスクについては、コンプライアンス部会の活動を通じて、コンプライアンスに係るリスク管理の実施状況を定期的に確認し、リスク管理委員会への報告を行う。
- (b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理規程に基づき、企業の目的、目標の達成に関連して発生する可能性のあるリスクを特定し、その影響度を評価し対応策をとることによりリスクを回避、低減させるリスク管理を行う。
 - ・リスク管理委員会により、事業機会、事業環境等に係る全般的なリスクの認識と事業活動の遂行における統制活動の実施状況を定期的に確認することにより、実効性のあるリスク管理を行う。
- (c) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営に係わる重要事項の意思決定と業務全般の業況報告により経営の方向性確認を取締役会が行う。
 - ・経営の執行に関しては社内決裁規程により階層間の責任、権限を明確にするとともに、主要事項は業務執行取締役及び上席執行役員による経営会議で審議し、社長が決定を行う。
 - ・業務運営については全社的な各年度予算及び目標を社長が決定し、職務を分担する取締役の指揮・命令下において、各部門長が目標に向けた具体策を立案し、実行するとともに定期的に開催する全体会議においてその進捗状況及び施策の実施状況をレビューする。
- (d) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・文書保存管理規程に基づき管理担当部門が取締役の職務執行に係る情報の保存、管理を行う。
- (e) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・内部監査室に監査等委員会の職務を補助する監査等委員担当者を置き、必要な人員を配置する。
 - ・当該使用人の人事等については監査等委員会と事前協議のうえ実施する。
 - ・当該使用人がその業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、監査等委員会に係る業務を優先して従事することができる体制を整備する。
- (f) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・取締役及び従業員は監査等委員会に対して、法定の事項に加え、著しい信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は遅滞なく報告を行う。
 - ・前項に係る報告を監査等委員会に行った取締役及び従業員に対して、内部通報者保護規程を準用し、報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行わない体制とする。
- (g) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査等委員の職務執行上必要な費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ・監査等委員が、その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会による業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役と監査等委員は定期的に経営情報を共有する機会を持つとともに取締役会、経営会議、全体会議など重要会議に、監査等委員全員または監査等委員会の指名した監査等委員が出席する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、阪神内燃機行動規範に反社会的勢力との関係断絶を掲げ、反社会的勢力や団体との関係を一切遮断し、不当要求に対しても毅然とした対応で臨み拒絶してまいります。

整備状況

- (1) 総務部を対応部署とし、情報収集、管理、対応を行っております。
- (2) 当社は兵庫県企業防衛対策協議会に加盟、連絡会に出席し、平素から情報の収集を行っております。
- (3) 毎月開催される全体会議において、収集した情報を報告しております。また、必要に応じて社内随時情報を開示し、注意喚起を行っております。
- (4) 反社会的勢力からの不当要求に対して、総務部より兵庫県企業防衛対策協議会、所轄警察署、顧問弁護士に速やかに相談できる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

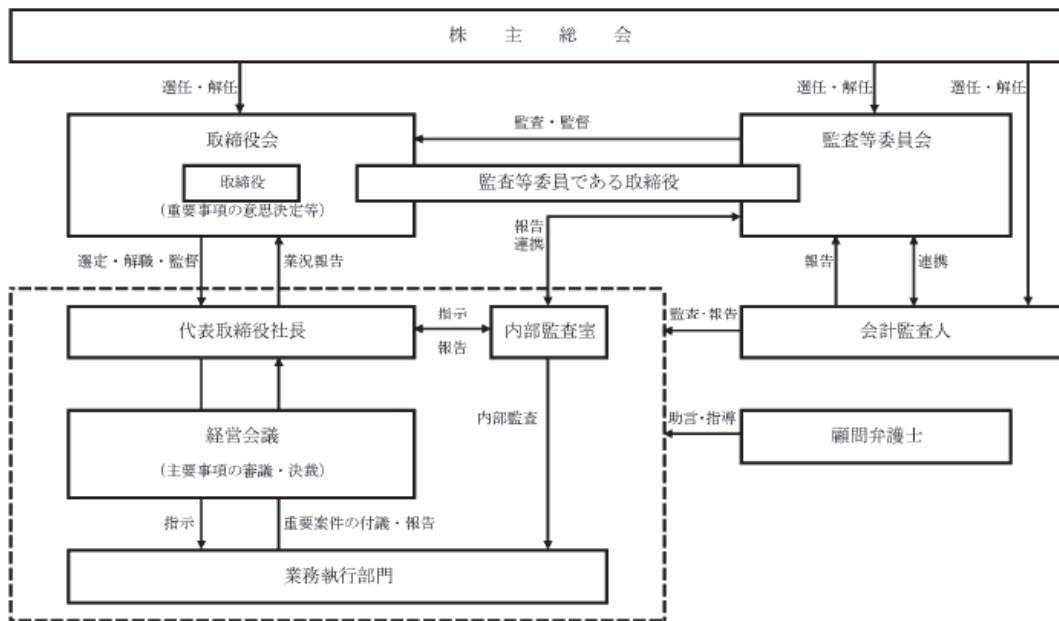
(1) 模式図(参考資料)を参照

(2) 適時開示体制の概要

当社は、経営会議・取締役会を通じて重要な決定事実および発生事実を決定または報告する体制を整えており、情報取扱責任者により適時適切な開示を実施しております。

また、当社が上場する東京証券取引所を通じて公開した情報は、当社ホームページにても公開しております。

なお、開示情報の漏洩防止のため、情報取扱責任者が、定期的にインサイダー取引規制内容の再確認を図るなど、常に情報の取扱管理の徹底および関係者の守秘義務厳守に努めております。



[適時開示体制の概要(模式図)]

